

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年9月 日 (第3回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	糸島市 (402303)
地域名	一貴山地区

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	324.43 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	321.92 ha
② 田の面積	301.9 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	22.53 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	9.73 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	9.73 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	49.51 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	18.01 ha
(備考)	

(2) 地域農業の現状及び課題

一貴山地区の平坦地は、ほとんど田で占めており、概ね大区画の基盤整備がなされている。 一貴山集落、満吉集落、長石集落と松国集落の一部の水田は、一筆あたりの耕地面積が狭く、水路等の老朽化、未整備による水漏れ、田の排水不良や狭隘地のため耕作不利地が多い。 営農は、地区内の基盤整備された農地を中心に土地利用型(米麦、大豆)の1法人と入作を含む大規模経営体4件が主に営農している。 浜窪集落に於いては、ブロックローテーションによる大豆の栽培が行われており、平坦地の水田は現在の利用で耕作できている状況である。 また、地区内では園芸型担い手農家が、キュウリ、イチゴ、トマト、ブロッコリー、キャベツ、小松菜、千両などの高収益型作物を栽培している。 波呂集落は、集落の土地利用型経営体に農地集約化を進めることについて、地元了解を得ている。 県道大野城二丈線から山間部周辺は、河川等から取水しているが水量は十分ではなく、水路はイノシシが荒らすため、水路管理に労力を要している。また、勾配があるため畦畔除去による簡易な区画整備が難しく、集落に担い手が不在のため将来的な農地利用が厳しいエリアである。 基盤整備されていない農地は、大型機械の導入が適さない農地があり、現在の耕作者に続けてもらうしかないと、省力化、耕作不利地改良など営農への支援が望まれる。 国の交付金対象作物であるWCSや子実トウモロコシ等、省力化が見込める品目への転換などによる農地利用を検討する必要がある。 【地域の基礎的データ】 農業者:193人、うち団体経営体:8経営体 主な作物:水稻、WCS、麦、大豆、キュウリ、イチゴ、トマト、ブロッコリー、キャベツ、小松菜
--

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

基盤整備された農地は、農事組合法人や土地利用型担い手による効率的な普通作付付けでの集約化を段階的に進め、併せて、露地・施設による園芸作物での高収益化を図る。
また、市内に設置しているRTK基地局を利用したスマート農業を活用し、農作業の効率化や農作業従事者の負担軽減を図る。
一貴山集落、満吉集落、長石集落、松国集落周辺は、現在の利用者での農地利用を図っていくと伴に、必要に応じて集落営農組織の再構築を検討していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

土地利用型経営体への農地の集積・集約化を基本としながら、他の農地は現在の利用者を中心に農地利用を行い、農地中間管理機構への貸付けを進める。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	65.6	%	将来の目標とする集積率	80	%
--------	------	---	-------------	----	---

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

農地に空きが生じる際、まずは近隣の土地利用型経営体への集約化を図っていく。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

土地利用型の担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

地域計画策定後は、農地中間管理機構を通じた貸借を基本に農地利用を進める。

(3) 基盤整備事業への取組

既に基盤整備されたエリアは土地利用型経営体への集積・集約を進めながら農地利用を進める。
基盤整備事業以外においては、県農村環境整備事業などを活用し、農地や水路等付帯設備の改修や補修を適宜検討し、営農の省力化を図っていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

多様な経営体を受け入れるため、地元の受け入れルール整備などの体制を必要に応じて整えていく。市はJAと連携し相談から定着まで、新規就農希望者の支援を継続する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

(一貴山集落、長石集落)傾斜地の多い集落では米収穫など農作業の一部を受ける受託経営体が望まれており、可能性について検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

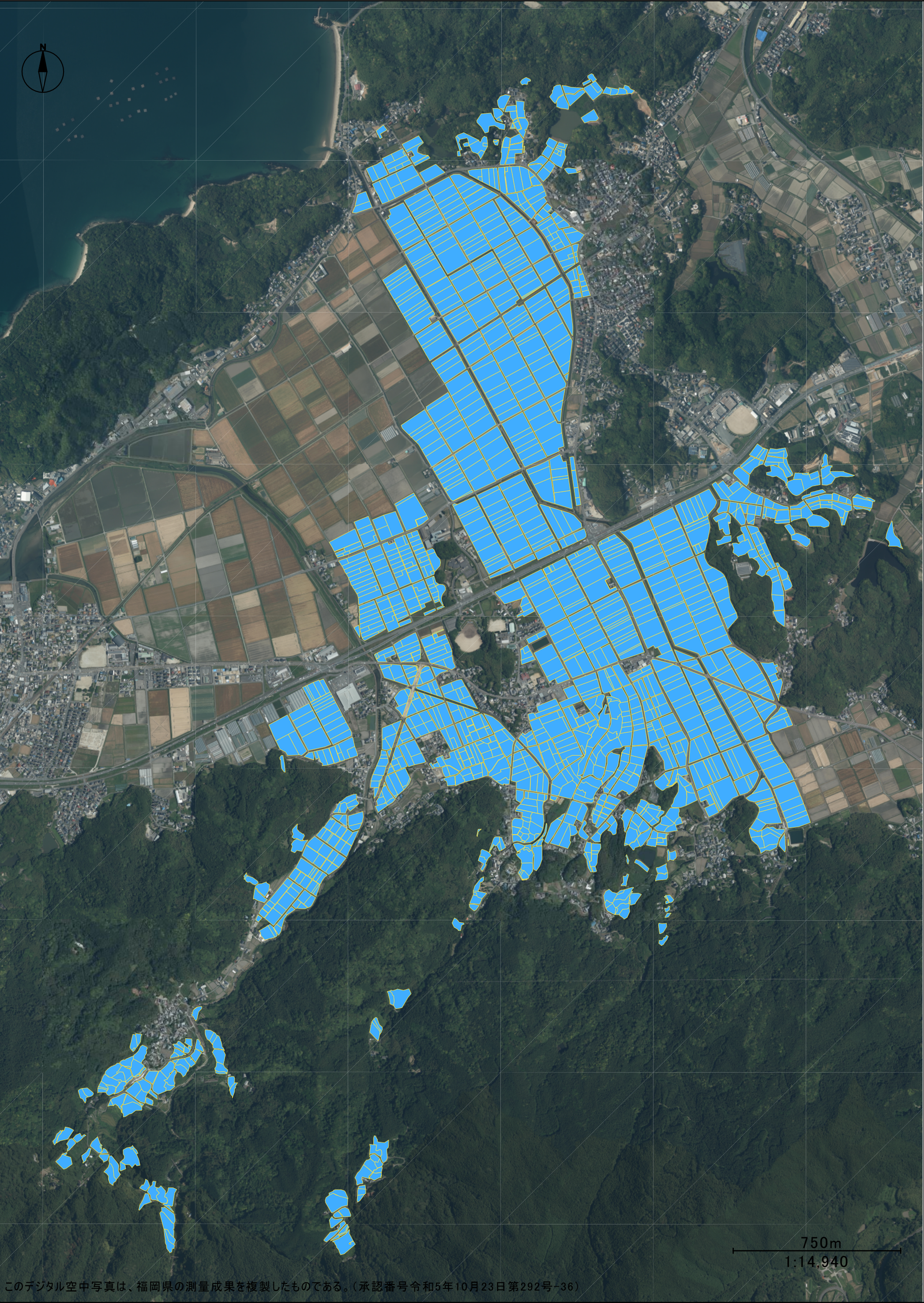
☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①圃場周囲を中心にイノシシによる鳥獣害をワイヤーメッシュや電気牧柵の貸与等の拡充の検討に加え、より一層の頭数抑制策を検討していく必要がある。イノシシは、農地以外にため池や水路の法面を損壊するため、農地以外の農業施設への獣害防止策を検討していく。

⑧ 水路、取水口、農道等の農業用施設の整備支援を引き続き行っていく。

⑨(松国)家族的経営体の省力化手段としてWCSや子実トウモロコシ等への品目転換など検討していく。



このデジタル空中写真は、福岡県の測量成果を複製したものである。(承認番号令和5年10月23日第292号-36)

この印刷物は、福岡県版水土里情報システム (F-cloud) の地図情報を使用したものである。